

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2015年 8月 3日

【会社名】 日東電工株式会社

【英訳名】 NITTO DENKO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 取締役社長 高崎 秀雄

【本店の所在の場所】 大阪府茨木市下穂積 1丁目 1番 2号
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っております。)
大阪市北区大深町 4番20号グランフロント大阪タワーA

【電話番号】 (06) 7632 - 2101 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 CFO 武内 徹

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区大深町 4番20号グランフロント大阪タワーA

【電話番号】 (06) 7632 - 2101 (代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 徳安 晋

【縦覧に供する場所】 日東電工株式会社東京支店
東京都品川区大崎 1丁目11番 2号
ゲートシティ大崎イーストタワー
(注) 2015年 8月17日から東京支店は下記に移転する予定であります。
東京支店の所在の場所 東京都品川区東品川 4丁目12番 7号
品川シーサイドパークタワー

日東電工株式会社名古屋支店
名古屋市中区栄 2丁目 3番 1号
名古屋広小路ビルヂング

株式会社東京証券取引所
東京都中央区日本橋兜町 2番 1号

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2015年6月19日付をもって提出した臨時報告書の記載事項のうち、「発行数」、「発行価格」、「発行価額の総額」及び「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」が2015年8月3日に確定しましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

(注) 訂正箇所には下線を付しております。

(2) 発行数

(訂正前)

347個

(訂正後)

248個

(3) 発行価格

(訂正前)

以下のブラック・ショールズ式および基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qt} N(d) - Xe^{-rt} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

1株当たりのオプション価格(C)

株価(S) : 2015年8月3日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)

行使価格(X) : 1円

予想残存期間(T) : 2.8年

ボラティリティ(σ) : 2.8年間(2012年10月4日から2015年8月3日まで)の各週の最終取引日に
おける当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した変動率

無リスクの利子率(r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

配当利回り(q) : 1株当たりの配当金(2015年3月期の配当実績) ÷ 上記に定める株価

標準正規分布の累積分布関数(N(・))

(訂正後)

新株予約権1個当たり 865,300円

(1株当たり8,653円)

(4) 発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

214,594,400円

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(訂正前)

当社普通株式 34,700株

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式、株式の内容は単元株式数100株とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。なお、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(訂正後)

当社普通株式 24,800株

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式、株式の内容は単元株式数100株とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。なお、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

以 上